

審査基準

○ 免許証の更新(適性検査により判断する場合以外の場合)(第 101 条第 6 項)

令和 5 年 1 月 4 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 101 条第 6 項
処分の概要	免許証の更新(適性検査により判断する場合以外の場合)
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	<p>道路交通法第 92 条の 2 第 1 項(免許証の有効期間)、第 101 条第 1 項(免許証の更新及び定期検査)、第 101 条の 2 の 2 第 1 項(更新の申請の特例)、第 101 条の 3(更新を受けようとする者の義務)、第 101 条の 4 第 1 項から第 3 項まで(70 歳以上の者の特例)</p> <p>道路交通法施行令第 33 条の 7(優良運転者及び違反運転者等に係る基準)、第 37 条の 6(免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)、第 37 条の 6 の 2(免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)</p> <p>道路交通法施行規則第 29 条(免許証の更新の申請等)</p> <p>運転免許に係る講習等に関する規則第 1 条(講習の基準)、第 2 条(講習の基準)</p>
審査基準	
標準処理期間	<p>1～30 日 (運転免許センター等 1 日、警察署 30 日)</p> <p>また、第 101 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づく経由地申請が行われた場合は 30 日</p>
申請先	<p>警察署(岡山北、倉敷及び津山警察署を除く。)及び運転免許センター等。ただし、岡山中央、岡山東、岡山西、岡山南及び赤磐警察署では違反運転者講習及び初回更新者講習の対象となる者の申請を取り扱わない</p> <p>また、第 101 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づく経由地申請にあつては、運転免許センター</p>
問い合わせ先	交通部運転免許課免許作成係又は高齢者講習係